

新潟市障がい児放課後支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、心身に障がいのある児童・生徒に対し、学校の放課後を利用して、適切な遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う場を設け、その健全な育成を図るとともに、保護者の介護による疲労回復や社会参加の促進を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内の養護学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童・生徒
- (2) 市内の特殊学級に在籍する小学生および中学生
- (3) 市外の養護学校の小学部・中学部・高等部に在籍し、市内に住所を有する児童・生徒

(実施時間及び休日)

第3条 事業の実施時間は、原則として、学校の授業がある日(以下「通常時」という。)については、終業後から午後6時まで、夏休み、冬休み、春休み(以下「長期休暇時」という。)は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 事業の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 実施会場が定める休日
- (5) その他市長が必要と認めた日

(利用定員)

第4条 事業の定員は、実施会場の状況を適切に判断し、会場毎に市長が別に定めるものとする。

(利用登録等の手続)

第5条 事業の利用を希望する障がい児の保護者(以下「申請者」という。)は、利用登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用登録申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、利用登録決定通知書(様式第2号)または利用登録却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 申請者は、事業の利用を中止し、辞退し、または第2条で規定する要件を欠くこととなった場合には、速やかに利用登録資格喪失届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録の取り消し)

第6条 市長は、事業の管理運営上支障があると認める場合は、利用登録を取り消すこと

ができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、利用登録の決定を受けた者であっても、次の各号の一に該当する場合は、事業の利用を一時停止させることができる。

- (1) 利用者が感染症（感染症の予防及び感性症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合。

(費用負担)

第8条 申請者は、利用する1日あたり、実費相当として、利用する児童・生徒（以下「利用者」という。）1人につき、次の費用を負担するものとする。

- (1) 通常時 390円
- (2) 長期休暇時 780円

(事業の委託)

第9条 市長は、事業を適切に運営することのできる者に事業の運営を委託することができる。

(受託者の業務)

第10条 前条の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、事業の運営にあたり、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業実施に必要な会場を確保すること。
- (2) 事業運営に必要な人員を雇用すること。
- (3) 保健衛生及び安全性の確保に十分留意し、利用者の特性に応じた適切な保育を行うこと。
- (4) 申請者との連絡調整及び利用者選定等のコーディネートを行うこと。
- (5) 第8条で規定される実費を徴収し、その出納を管理すること。
- (6) 利用者の不慮の事故等に対する保険に加入すること。
- (7) 事業の広報を行うこと。
- (8) 事業の運営・管理に必要な台帳、帳簿類を整備すること。
- (9) 事業の実施状況を適宜報告すること。
- (10) その他市長が必要と認めた業務。

(人員の雇用基準)

第11条 前条第2号の規定により雇用する人員のうち、利用者に対して直接保育を行う職員（以下「介助員」という。）は、次に掲げるもののうち、前条第3号に規定する能力を有するものとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 保健師
- (4) 作業療法士
- (5) 理学療法士
- (6) 言語療法士
- (7) 心理判定員

- (8) 児童指導員
- (9) 保育士
- (10) 教員
- (11) 家庭奉仕員
- (12) 家庭相談員
- (13) 知的障害者相談員
- (14) 身体障害者相談員
- (15) その他前各号に準ずる者

(介助員の配置基準)

第 1 2 条 介助員は、利用者 4 名に対して 1 名以上配置するものとする。

(受託者の義務)

第 1 3 条 受託者は、職務上知り得た申請者、利用者及びその家族等の個人情報について、他に漏洩しないよう措置しなければならない。

(緊急時の措置)

第 1 4 条 受託者は、申請者及びその家族等の緊急的な理由により、第 3 条第 1 号で規定する実施時間を超える事業運営を強いられ、会場の継続使用が不可能な場合は、別途、会場を確保し、状況が解決するまで、利用者の安全が確保されるよう措置しなければならない。

(事故)

第 1 5 条 受託者は、事業の管理下で事故が発生した場合、迅速かつ適切にその処理を行うとともに、直ちに、市長に対して、その状況を報告しなければならない。

2 前項の事故においては、第 1 0 条第 6 号の規定で加入した保険の範囲で対応し、それ以上については、全て当該児童生徒の保護者に帰するものとする。

3 介助員の重大な過失により生じた事故については、受託者及び市が協議し、対応するものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市障がい児放課後支援事業利用登録申請書

平成 年 月 日

あて先 新潟市長

郵便番号

申請者（保護者） 住 所

電話番号

氏 名

印

次のとおり，新潟市障がい児放課後支援事業の利用登録を申請します。

利用児童	ふりがな 氏 名				
	性 別	男・女	生年月日	年 月 日	
	在籍学校名	学校 部 年生			
希 望 等	利用を希望 する具体的 理由				

太枠内を記入してください。

処 理 欄	次のとおり処理し，別紙により通知してよろしいか。					
	登録決定 却 下	決 裁 欄	課 長	補 佐	係 長	担 当

平成 年 月 日

様

新潟市長
(担当： 課)

新潟市障がい児放課後支援事業利用登録決定通知書

申請のあった，新潟市障がい児放課後支援事業の利用登録について，下記のとおり登録を決定したので通知します。

登録児童名	
登録番号	第 号
登録日	
特記事項	

平成 年 月 日

様

新潟市長
(担当： 課)

新潟市障がい児放課後支援事業利用登録却下通知書

申請のあった，新潟市障がい児放課後支援事業の利用登録について，下記のとおり却下となりましたので通知します。

児 童 名	
却 下 理 由	

新潟市障がい児放課後支援事業利用登録変更届

平成 年 月 日

あて先 新潟市長

申請者（保護者） 住 所

電話番号

氏 名

印

次のとおり，登録内容を変更したいので，届出します。

登録利用者名		登録番号	第	号
変更内容	変更前			
	変更後			

太枠内を記入してください。

処 理 欄	
-------------	--

新潟市障がい児放課後支援事業利用登録資格喪失届

平成 年 月 日

あて先 新潟市長

申請者（保護者） 住 所

電話番号

氏 名 印

次のとおり，新潟市障がい児放課後支援事業の利用登録を抹消したいので，届出します。

登録児童	ふりがな 氏 名				
	性 別	男・女	生年月日	年	月 日
	在籍学校名	学校			部 年生
	登 録 番 号	第 号			
資 格 喪 失 日		平成 年 月 日			
資格喪失の理由		1 中学部または高等部を卒業した 2 転校した 3 事業を利用する必要がなくなった 4 その他（ ）			

太枠内を記入してください。

処 理 欄	利用登録を抹消してよろしいか。			
	課 長	補 佐	係 長	担 当

様式第5号